

平成28年度 米原市行財政改革市民会議 取組方針

1 「新たな支え合いの仕組み」の創造を目指す行財政改革

現在策定中(9月策定予定)の第2次米原市総合計画は、「ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市」を市の将来像に掲げ、まち・ひと・しごと米原創生総合戦略の取組と連携しながら一体的にまちづくりを推進するものです。

これらの総合計画、総合戦略に基づくまちづくりを推進する上で、市の力だけで進めていくことは困難であり、公民連携は必要不可欠なものとなっています。

今後、限られた市の経営資源により、多様化する市民ニーズに的確かつ持続的に対応していくためには、多様な主体との連携による効率的で効果的な公共サービスの提供を行うとともに、民間などの専門知識や経営資源の活用を進め、「新たな支え合いの仕組み」を形成する公民連携型システムに転換していく必要があります。

本年度は、第2次米原市総合計画および米原創生総合戦略の推進を図るため、従来の枠組みを超えた新たな発想により、事業の実施手法等を見直すことが考えられる職員の意識改革を図り、全庁的な共通認識の下、公民連携による「新たな支え合いの仕組み」の創造に対する醸成を高める行財政改革に取り組みます。

2 今年度の取組について

(1) 公民連携の推進に関する指針の策定

本市における公民連携の推進に関する基本的な考え方や活用手法などを示し、全庁的な共通認識を図るとともに、公民連携による効果的、効率的な公共サービスの提供方法を選択するための検討および見直しを行う際の指針として策定します。

なお、この指針で示す「公益的活動範囲」に関する考え方を、現在策定中の第2次米原市総合計画において取り組むべき事項として、総合計画進行管理(行財政マネジメントシステム)の見直しに取り入れることとします。

今後の取組

○ 公民連携窓口の設置の検討

すでに取り組んでいる事業者や大学等との包括連携協定や他自治体との広域連携など、公民連携(主にソフト面)に関する幅広い情報を一元的に集約するとともに、これまで各所属で対応していた公民連携に関する民間などからの提案・相談を一元的に受け付けるワンストップ窓口の設置を検討していきます。

○ 行政の活動範囲の明確化による事務事業などの見直し

市の事務事業などにおいて、法令等に基づき市が実施すべき事務事業となっているもの、または法令等に基づかない事務事業などについては、「必要性」、「公共性」、「市場性」の視点から見直し、適正であると判断されたものを「行政の活動範囲」内のものとみなし、それ以外の事務事業などは廃止を検討する必要があります。

(2) 第3次行財政改革の進行管理

第3次行財政改革大綱に基づき、第3次行財政改革実施計画（期間：平成27年度から平成31年度）を策定しました。

平成27年度の進捗状況を行財政改革推進本部で取りまとめ、行財政改革市民会議において、進捗状況の報告と重点項目に対する評価を行います。